

## 仲卸業者補助者および買受人補助者承認要領

函館市水産物地方卸売市場（以下「市場」という。）における仲卸業者補助者および買受人補助者の承認については、函館市水産物地方卸売市場条例施行規則（以下「規則」という。）第36条の規定のほか、この要領に定めるところによる。

### 1 承認の基準

- (1) 年齢は、原則として満20歳以上の者であること。
- (2) 仲卸業者補助者は、仲卸業者の役員または使用人であって水産物の販売または加工業務について1年以上の経験またはこれと同等の経験を有し、かつ水産物の取引について評価の経験を有する者であること。
- (3) 買受人補助者は、卸売業者もしくは仲卸業者またはこれらの者の役員もしくは使用人以外の者であって、水産物の販売または加工業務について1年以上の経験またはこれと同等の経験を有し、かつ、水産物の取引について評価の経験を有する者であること。

### 2 承認の数

仲卸業者補助者および買受人補助者の承認の数は、次のとおりとする。ただし、市長が特別な事情があると認めた場合は、この限りでない。

- (1) 仲卸業者補助者は、仲卸業者1人につき20人を限度とする。
- (2) 買受人補助者は、買受人1人につき10人を限度とする。

### 3 承認申請の手続

規則第36条第1項に規定する補助者承認申請書には、次の書類を添付しなければならない。

- (1) 住民票の写し
- (2) 誓約書
- (3) 市町村長の発行する身分証明書
- (4) 履歴書および写真

附 則

- 1 この要領は、昭和61年4月1日から施行する。
- 2 仲卸人、買受人補助者承認要領（昭和57年11月17日施行）は、  
廃止する。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年6月21日から施行する。